

## 平成23年度 第1回石狩市社会福祉審議会

- 日時 平成24年3月26日(月) 午後1時30分開会
- 場所 石狩市役所3F 庁議室
- 出席者 【事務局】鎌田保健福祉部長・沢田こども室長・藤田健康推進室長・桑島福祉総務課長・田森高齢者支援課長・我妻保健推進課長・松儀スポーツ健康課長・木澤福祉総務課主査・藤谷福祉総務課主任
- 【審議会委員】後藤委員・鈴木委員・若狭委員・佐藤委員・北原委員・柏野委員・向井委員・中村委員
- 欠席者 0人
- 傍聴者 0人
- 議題 1. 委嘱状交付式
- ① 委嘱状交付
  - ② 自己紹介
  - ③ 保健福祉部長挨拶
2. 会議
- ① 開会
  - ② 会長選出
  - ③ 会長就任挨拶
  - ④ 会長職務代理者指名
  - ⑤ 報告
    - ・石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画について
    - ・石狩市健康づくり計画について
  - ⑥ その他
  - ⑦ 閉会
- 配布資料 別添のとおり

### 1. 委嘱状交付式

#### ① 委嘱状交付

##### ○木澤主査

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻でございますので審議会に先立ちまして、ただ今より「石狩市社会福祉審議会委員委嘱状交付式」を始めさせていただきます。

私、福祉総務課の木澤と申します。本委嘱状交付式の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料でございます次第に沿って進めさせていただきますが、今回の開催につきまして、皆様へのご案内等が開催間際となり、大変ご迷惑をおかけいたしました。

この場をお借りしまして、お詫び申し上げます。

それではまず、委嘱状の交付でございますが、大変恐縮でございますが、この後の報告事項を控えておりますので、お時間の関係上、予め席上に配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

## ② 自己紹介

### ○木澤主査

本日は、審議会委員改選後初めての開催でございます。

新しく委員になられた方、また、事務局の体制も変わっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思いますが、その前に、本審議会の概要につきまして、簡単にご説明させていただきたいと存じます。

本審議会は、本市の社会福祉の推進を図るため設置された市長の諮問機関でございます。その所掌事項は社会福祉諸事業の推進に関する事等について、ご審議をいただくこととなっております。また、組織につきましては、社会福祉従事者、学識経験者及び一般公募の中から、市長が委嘱する8人以内の委員のほか、必要に応じて臨時委員を加えることができることとなっております。

なお、委員の皆さまの任期につきましては、委嘱の日である本日から、平成26年3月26日までの2年となっておりますので、よろしくご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、事務局から自己紹介をさせていただきます。改めまして、私、福祉総務課の木澤でございます。よろしく願いいたします。

次に、保健福祉部長の鎌田でございます。(鎌田部長挨拶)

次に、保健福祉部理事、こども室長の沢田でございます。(沢田室長挨拶)

次に、福祉総務課長の桑島でございます。(桑島課長挨拶)

次に、本日の報告事項の所管部署となります、保健福祉部理事、健康推進室長の藤田でございます。(藤田室長挨拶)

引き続きまして、健康推進室保健推進課長の我妻でございます。(我妻課長挨拶)

最後に、高齢者支援課長の田森でございます。(田森課長挨拶)

それでは次に、委員の皆さまから自己紹介をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ですが、後藤委員から鈴木委員へと順番をお願いいたします。

(各委員自己紹介)

どうもありがとうございました。

## ③ 保健福祉部長挨拶

### ○木澤主査

それでは保健福祉部長の鎌田より、皆様にご挨拶申し上げます。

○鎌田部長

(鎌田部長 挨拶)

○木澤主査

これもちまして、石狩市社会福祉審議会委員委嘱状交付式を終了いたします。

## 2. 会議

### ① 開会

○木澤主査

それでは、引き続きまして、平成23年度第1回石狩市社会福祉審議会を開会いたします。

なお、本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、委員の2分の1以上の出席がございますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

これより議事を進めて参りたいと存じますが、会長が決まるまでの間、事務局で議事の進行を務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

### ② 会長選出

○木澤主査

始めに、会長選出を議題といたします。選出方法についていかがいたしましょうか。

○鈴木委員

今回は引き続き委員をされている方が多いので、状況もよく分かっておりますから、前回と同じく後藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木澤主査

ただ今、後藤委員というご意見がございましたが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○木澤主査

皆様よりご異議ありませんでしたので、会長は後藤昌彦委員に決定させていただきます。

それでは、後藤会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

### ③ 会長就任挨拶

○後藤会長

(後藤会長挨拶)

○木澤主査

ありがとうございます。委員の皆さまには、今後ともよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の資料、会議次第の次のページに本審議会委員名簿を添付しておりますので、後ほどでもご覧いただければと思います。

これより議事の進行を会長に交代させていただきます。  
会長、よろしくお願いいたします。

#### ④ 会長職務代理者指名

##### ○後藤会長

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

まず、会議次第4の「会長職務代理者指名」を議題といたします。

会長の職務代理者につきましては、石狩市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

##### ○各委員

異議なし。

##### ○後藤会長

ご異議がありませんので、私から指名させていただきます。

私が何らかの形で職務を遂行することができないときには、鈴木幸雄委員に職務代理者としてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

##### ○各委員

異議なし。

##### ○後藤会長

それでは、会長職務代理者に鈴木委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

##### ○鈴木委員

(鈴木委員挨拶)

##### ○後藤会長

今後ともよろしくお願いいたします。

#### ⑤ 報告

##### ○後藤会長

次に、本協議会の議事録調製の方法についてお諮りいたします。

これまでは、議事録は、当日の会議状況の録音を基に、事務局が全文筆耕したものを、各委員が順番で確認の上、署名・押印をもって確定とし、速やかな公表に努めております。

議事録原案の段階で、委員各位にもご確認いただき、意見等を伺って適宜修正という方法もあろうかと存じますが、お手数をおかけすることにもなりますので、従前どおりの手法で調製させていただくということで、よろしいでしょうか？

##### ○各委員

異議なし。

## ○後藤会長

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、会議次第第5の報告事項に関する説明を受けたいと思います。

事務局からの説明に先立ち、皆様に申し上げますが、本日の案件は「石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」及び「石狩市健康づくり計画」の二つの計画の内容について、事務局より報告を受けることとしております。

それでは先ず「石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」について、事務局より説明をお願いいたします。

## ○田森課長

高齢者支援課の田森と申します。

私からは、石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画につきまして、本年2月10日にいただきました、「石狩市介護保険事業計画等作成委員会」からの答申を踏まえ、別添のとおり決定しましたので、お手元に配付してございます資料に基づき、計画概要をご報告いたします。

石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画書の2枚目をお開き願います。

このページは、本計画の目次となっております。第1部に計画の主旨等の「総論」、第2部に「高齢者保健福祉事業」、第3部に「介護保険事業」の構成となっております。

1ページをお開き願います。

第1部総論の第1節「計画の意義」についてであります。現在の日本や石狩市がおかれている現状、さらには、今後予想される状況等について触れ、本計画の意義や方向性等について記載をしております。

次に4ページをお開き願います。

第3節「計画の位置付け」についてであります。高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定めるとともに、介護保険事業に係る保健給付や提供量について、一体的な計画として策定しております。

また、計画の期間は、平成27年の高齢者の姿を念頭に、平成18年から3回の計画を策定する中で、今回の計画は、その最終の計画に当たり、期間は平成24年度から平成26年度までの3年間となっております。

次に33ページをお開き願います。

本計画の基本目標であります。基本的な流れとしては、前回の計画の枠組みを踏襲した5つの基本目標を柱としたものとなっております。

次に36ページをお開き願います。

高齢者保健福祉事業であります。只今、ご説明いたしました5つの基本目標と施策の方向、更には必要な事業メニューと主要な施策の内容について、50ページまでに渡り掲載しております。

次に51ページをお開き願います。

ここからは第3部「介護保険事業」となります。

本事業の基本方針についてであります。前回の計画の枠組みを踏襲した7つの基本方針を柱としたものとなっております。

次に52ページをお開き願います。

平成26年度の高齢者介護の姿についてであります。前回の計画の枠組みを踏襲した3つの姿を柱としたものとなっております。

次に57ページをお開き願います。

介護給付サービス別の利用人数の見込みを示しております。

高齢化率の伸びに加え、介護認定者数の増加等に伴う対策である具体的な介護サービスといたしまして、表(2)の地域密着型サービスの①「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が1箇所、⑤の「認知症対応型共同生活介護」が2床の増、⑦の「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が9床の増を計画しております。

次に63ページをお開き願います。

地域包括支援センターでは、権利擁護事業の活用促進や地域包括ケアの推進など、今後ともより強力な支援体制を構築してまいります。

次に65ページをお開き願います。

介護保険事業費等の見込みと保険料についてであります。平成24年度から26年度の利用者見込みと、報酬改定による給付費の1.2%上昇分を考慮して算出した介護給付費の見込み額を示しております。

3年間の介護保険事業の給付見込み総額は約117億2千200万円となります。

下の円グラフを見ていただきたいのですが、グラフに示すとおり、総給付費のうち、50%については調整交付金の5%、国・道からの負担金の32.5%、市の負担金の12.5%で支出し、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で支出します。

平成24年度からは、第1号被保険者が1%増の21%、第2号被保険者が1%減の29%に変更となっております。本計画での第1号被保険者の保険料収納必要額は、この後説明いたします準備基金の取り崩し等により、約23億6千500万円の推計となっております。

次に66ページをお開き願います。

「基準所得金額の変更について」であります。介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第6段階の基準所得額、200万円を190万円に変更とし、「保険料上昇を抑制するための方策」といたしましては、介護給付費準備基金の取り崩し及び介護保険法の一部改正の施行による北海道介護保険財政安定化基金返還金の活用を行うこととしております。

まず、介護給付費準備基金の取り崩しについてですが、平成23年度末時点で、市の準備基金残高は1億2千万円程度と推計され、介護保険財政の安定に要する基金残高を確保し、8千万円を取り崩し、保険料を抑制します。また、北海道介護保険財政安定化基金返還金の活用についてですが、返還される3千3百76万9,668円を保険料の抑制に充てます。

次に67ページをお開き願います。

「費用負担の能力に応じた負担について」であります。前計画から実施している8段階

設定を継続するとともに、下の図の示すように第3段階への新たな特例第3段階の設定により、低所得者への負担軽減を図ります。各段階の負担割合については、68ページの表をご参照願います。

次に69ページをお開き願います。

「所得段階別の被保険者数」ですが、こちらは平成23年度の所得段階別加入割合から平成24年度以降の数値を予想したもので、第1号被保険者数の3年間の合計が一番上の段の右側に記載のとおり4万7千472人と予想しておりまして、これを所得段階別の加入割合で平均化すると、表の一番下右側にありますように3年間で4万4千965人となり、この人数が保険料を算定する際の基準となります。

次に70ページをお開き願います。

「第1号被保険者の保険料について」ですが、これまでご説明させていただきました内容を踏まえて算出いたしますと、3年間一律の保険料基準額が月額で4,450円となり、現在の基準額である4,300円から150円の上昇となり、各所得段階別の保健料額は下の表のとおりとなっております。

最後に71ページから72ページをお開き願います。

本計画の推進を図るため、「庁内における連携の推進」、「計画の進行管理」、「広報・PRの充実」、そして次のページの「市民・団体・事業者等との協働の推進」という4つの方針により、推進体制の充実を図ることとしております。

以上で平成24年度から平成26年度までの「石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」についての概要報告とさせていただきます。

#### ○後藤会長

ただ今、事務局より説明を受けました計画につきまして、皆様より質疑をお受けいたします。

何か、ございませんでしょうか。

#### ○後藤会長

では、私の方から一点、よろしいでしょうか。

70ページの「第1号被保険者の保険料」について、保険料基準額の4,450円というのはこの計画期間の3カ年での基準額だと思いますが、石狩市の今後の高齢化の推移を見ますとあと数年で、急激に高齢化が進みますよね。

その際にどれだけの保険料が必要となるのか、そういった試算であるとか、どこまでの上昇を許容の範囲として捉えているのかとか、そのような点は検討していますか。

#### ○田森課長

よろしいですか。

#### ○後藤会長

はい、どうぞ。

#### ○田森課長

ただ今ご質問いただきました介護保険料の上限であるとか、今後の見込みということでご

ございますが、会長からお話のありましたとおり、今後、急激に高齢化が進むと推察されます。

そこから考えますと、現状の国や道、市の負担、それから被保険者の負担割合が現行制度のままでは、際限なく上昇するという事も考えられます。

こういった状況下ではやはり、国の施策としてこの負担割合の見直しを行っていただくことが大きな柱になるだろうと考えてございます。

市といたしましても、国の施策に基づいて行っておりますことから、国の動向等を注視しながら、市長会等を通じて要望等も行っていきたいと考えてございます。

上限といったものについては今現在、どの程度までといったものは考えてございません。

**○後藤会長**

現状では公的な負担が50%ですよ。

それが変わらない限りは際限なく上昇していくであろうということは考えているのです。

**○田森課長**

はい。そのようなことが推測されます。

**○後藤会長**

そうですね。

やはり国の制度に基づいての事業なので、ここでは議論できませんよね。

**○鎌田部長**

会長、よろしいですか。

**○後藤会長**

はい、どうぞ。

**○鎌田部長**

今、田森課長から説明したとおりなのですが、この制度が始まってから既に10年以上経ち、現在まで公的な負担割合が5割、残りの5割を被保険者からの保険料で賄うという制度の進め方が、事業開始時にはこれで良かったのではと考えてございましたが、ここまで高齢化が急激に進み、それに伴い保険料が上昇しますと、今回の見直しでは4,450円という基準額となりましたが、全国的に見ますと実は5,000円を超えるという自治体もあると伺っています。

実は私ども、今回の見直しにおいて、5,000円を超えるとなった場合が一つの判断の目安として考えており、そうならないよう、保険料上昇の抑制策として、石狩管内では比較的、本市については施設系のサービス提供量の充足率が高いことから、今回の計画では、そのサービスの提供量を抑えることにより、保険料の急激な上昇を抑えた経緯がございます。

ただし、次の第6期以降の改定についてはやはり、施設入所待機者の発生といった事も考えますと、施設整備も一定程度実施していかなければならないと判断しておりまして、そのような状況から見ますと、現行制度のままではやはり保険料も際限なく上昇していくことが容易に想定できますので、今後の介護保険制度のあり方というのがこのままで良いのかといった検証も必要と考え、この第5期計画の実行の中で、国等の動向等を見極めながら、その推移をしっかりと検証していかなければいけないと考えているところです。

○後藤会長

わかりました。

今のままでは保険料がかなり上昇していき、それに対して現状、市での対応が限られている中で、出来る限りの対応をしていくということですね。

今回の基準額、4,450円という額は北海道内ではどの程度の順位なのかわかりますか。石狩市と比べて一番高額な所はもっと高い金額ですよ。

○田森課長

正確な数字についてはまだ公表されていません。

ただ、確定ではございませんがある程度の数値は把握していますので、その範囲でお答えいたします。

公表されていませんので、個々の数字は差し控えさせていただきますが、例えば、札幌市を含む石狩管内の状況として、平均額が4,160円程度となっており、石狩市より若干低い金額となっております。

ただ、北海道内の市部で見ますと全道35市中、上から20番目、下からは16番目となっており、中間順位よりは低い位置となっております。

管内では平均数字を上回りますが、全道で見ますとこのような状況となっております。

○後藤会長

わかりました。

高齢化が数年後、急激に進むことにより、保険料がどんどん上昇し、市民の負担も増加していくことが容易に想定できましたので、今後、一体どこまで保険料が増加していくのだろうといったことが危惧されますので、このような質問をいたしました。

ではほかに何か、質問や確認しておきたいことはございませんか。

○中村委員

よろしいですか。

○後藤会長

はい、どうぞ。

○中村委員

私、石狩市特別職報酬等審議会の委員でもございまして、過日、その審議会の中でここ5年間、石狩市の財政が黒字であると伺いました。

そういった中でこの保険料を増額するということが納得いかないんですよ。

市の一般会計であるとか、そういった別の会計から組み入れて上昇を抑えるなんてことはできないのでしょうか。

○田森課長

はい。

まず、この保険料の算定方法からお話します。

資料の65ページに「介護保険事業費等の見込み」を記載してございます。

ここでは平成24年度から平成26年度までの3年間の介護給付費の見込額を示しており、

この介護給付費に対して、先ほどご説明しました公的負担の50%、被保険者が負担する50%、これに調整交付金といったものも入りますが、国の制度として定められております。

算定としてはここで記載している総給付費の21%の額が、65歳以上の所謂、第1号被保険者の負担分となります。

その額を第1号被保険者の人数で割り、金額を決定することとなっております。

あくまでも原則は、今申し上げました範囲の中で運営していくことが制度上のルールとなっており、独立した会計の中で運営することとされておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

#### ○鎌田部長

今、田森課長から申し上げましたとおり、制度上、独立した会計で運営することがルールとなっております。

例え、市の財政が潤ったとしても、一般財源を投入することはルール違反になりますし、全国一律の制度にて運営しているものですから、自治体の財政力の違いにより、自治体間で格差が大きくなるといったこともございます。

同じく、国民健康保険も特別会計で運営しており、現状、やむを得ず一般財源を繰り入れていますが、介護保険も同じようにしてしまうと、現在の国民健康保険特別会計と同様の状況となる可能性も懸念されますことから、あくまでも保険料の範囲で賄うという姿勢を堅持する考えでおります。

#### ○中村委員

わかりました。

#### ○後藤会長

そのほかに質問はございますか。

#### ○向井委員

よろしいでしょうか。

#### ○後藤会長

はい、どうぞ。

#### ○向井委員

66ページに「北海道介護保険財政安定化基金」の取り崩しについて記載がありますよね。この3千3百76万9,668円は、後に北海道に返還しなければならないものなのでしょうか。

#### ○田森課長

この基金につきましては、介護保険事業特別会計に赤字が生じた際に運用する事を目的として、平成12年の介護保険制度が始まった当初、数年をかけた積み立てたものでございます。

内訳としては国、北海道、市が1/3ずつ拠出し、積み立てており、北海道が法に基づき管理しています。

この度、その積み立てた基金の一部となりますが、3千3百万円が戻ってくるということ

でございます、単純に積み立てたものの一部を返してもらうという解釈でお考えいただければと思います。

○向井委員

例えば、赤字になるから基金から借りてそれを後に返還しなければならないというものではないのですね。

○田森課長

はい。

積み立てたものをお返しいただくということでご理解願います。

この度の計画の見直しに当たりまして、全国的に保険料の上昇が予測され、平均で5,000円を超える保険料となることが推計されまして、このことに対する抑制策として、介護保険法施行規則の一部改正を経て、取り崩しが可能となったところでございます。

○向井委員

わかりました。

それともう一点質問がございますが、市の介護準備基金残高が1億2千万程度と推計されており、先ほどの基金と同様、そのうち8千万円を取り崩すということですが、全体の2/3の取り崩しとなりますよね。残りの基金が少なくなることにより、次の第6期の見直し時では益々厳しい状況となるのではないのでしょうか。

○田森課長

実は第4期の見直しのおきもその当時、推計で7千万円の基金を5千万円取り崩した経緯がございます。

今の質問でございますように、今後の運営を考えますと確かにおっしゃるとおりの懸念はございますが、やはり、保険料が急激に上がるということは極力控えたいということもございまして、以前の取り崩し時よりは多めに残すということも考慮していただければと思います。

○向井委員

保険料上昇を抑えるというのが先決と判断したのですね。

わかりました。

○後藤会長

ほかにございませんか。

無いようですので、次の「石狩市健康づくり計画」について、説明を受けたいと思います。

○我妻課長

私からは「石狩市健康づくり計画」についてご報告させていただきます。

先ず、計画書の内容に入る前に計画策定の経緯につきまして若干、触れさせていただきたいと思います。

これまで、市民参加に関連した審議会につきましては、保健福祉部関連に関しましては、当石狩市社会福祉審議会にご審議をお願いしてきたところでございますけれども、昨今の社会情勢や市の保健医療に対する施策の多様化ですとか専門化に伴いまして、一昨年5月に当

審議会とは別に、新たに保健医療分野の審議機関として、「石狩市健康づくり推進協議会」を立ち上げまして、計画策定等を取り進めさせていただいております。

今回策定された計画についてでございますが、その策定体制につきましては、副市長を議長とする関係部課長による庁内検討会議、更には関係課の主査職で構成しましたワーキンググループで以って、策定作業を進めまして、平成23年3月に素案をまとめたところです。

石狩市健康づくり推進協議会におきましては5回の審議と、専門部会での2回の審議をお願いしまして、加えて市民参加手続といたしましてパブリックコメントの結果も踏まえ、本計画案を策定いたしました。

最終的には計画書の決定は予算等との関連もございまして、昨年5月の市長選後となり、今回の計画については6月からの実施となっております。

それでは計画書の概要につきまして、ご報告させていただきます。

初めに計画の全体像の構成についてでございますが、計画書の目次をご覧くださいと思います。

「第1章 計画の策定にあたって」から「第4章 計画の進行管理」まで、大きくは4つの章で構成し、最後に「資料編」を掲載しております。

1ページをお開き願います。

「第1章 計画の策定にあたって」では、「計画策定の趣旨」から「計画の基本的な考え方」、「計画の目的」、「計画の期間」、「計画の位置づけ」、「計画の基本的方向」、最後の「計画の推進体制」までの7項目でまとめております。

詳細な説明は割愛し、ポイントを絞って説明させていただきます。

先ず2ページの「計画の基本的な考え方」につきましては、ヘルスプロモーションという個人の健康づくりを社会全体で支援し、市民一人ひとりの豊かな人生の実現を目指すことを基本的な考え方として掲げております。

「計画の目的」では、一次予防に重点を置いた健康づくり施策を推進し、生活習慣病を減少させ、健康寿命の延伸を図り、市民一人ひとりの豊かな人生の実現を目指していくことを掲げております。

「計画の期間」につきましては、平成23年度から27年度までの中期5カ年とし、社会情勢や保健医療を取り巻く環境の変化等に対応して、必要に応じて内容の見直しを行うこととしております。

次に3ページ、「計画の位置づけ」でございますが、市民の健康づくりの行動指針を定めました、「健康いしかり21」の考え方を踏まえまして、市民の健康課第等を改めて整理し、市の基本的な健康施策の方向と具体的な取り組みを示す戦略プランとして策定しております。

次に4ページの「計画の基本的方向」につきましては、本計画の策定にあたっては柵程申し上げましたがヘルスプロモーションの考え方を基本としておりまして、健康づくりの主役は市民であるということを前提に、市民が生活の質を高めながら健康寿命を延ばし、心豊かな生活を送ることができるよう、「元気・安心・支えあいのまち いしかり」を基本理念とし、生涯を通じた健康づくりを推進し、「健康都市石狩市」の実現を目指すこととしております。

5 ページにはこの基本理念に基づきまして、施策を体系化した図を載せてございます。

次に6 ページの「計画の推進体制」でございますが、健康づくりは、市民一人ひとりが生活習慣を見直し、より健康的で快適な生活を送れることを目標に、市民自ら生活習慣を改善していくことが基本でございますが、個人の努力だけでは継続することが難しいということから、個人を取り巻く各領域の役割について説明しております。

続きまして、9 ページをお開き願います。

こちらは「第2章 本市の状況」についてでございますが、ここでは9 ページの「位置と地勢」から「人口」、「平均寿命」、「死因順位の推移」、「健康診査の状況」、「国民健康保険医療の状況」、「介護保険認定者の状況」まで、7項目でまとめておりますが、こちらにつきましてはデータ等の内容の説明は割愛させていただきます。

続きまして23 ページ、こちらからは各論に入りまして、ライフステージ別の健康づくりとして、「第3章 生涯を通じた健康づくりの推進」になります。

第3章につきましては施策の体系に示された4つの基本目標と、それぞれの目標を達成するための施策の方向について記載しております。

基本目標の中にはそれぞれ特に力を入れていきたいと考えております「重点」とする施策の方向が示されておりますので、本日の説明は重点施策のみの説明とさせていただきます。

目標の一つ目が23 ページになりますが、「母と子の健康づくりの推進」でございます。

重点となりますのが26 ページになりますが、施策の方向の2番目、「乳幼児・学童の心と体の発育・発達の促進」でございます。

ここでは、子どもが心身ともに健康に成長するために乳幼児健康相談や発達障がいに対する支援体制の充実とともに、虐待ハイリスク者の早期発見と予防支援体制を充実させるため、主な施策として、(1)の「育児相談・指導の充実」から(6)の「事故防止対策及び小児医療の充実」までの6点を掲げ、具体的な取り組みとして、新生児家庭へ訪問する「赤ちゃん訪問事業」や平成22年度より試行的に実施しております「5歳児健康相談」、虐待予防のため、関係機関が連携して行う「虐待予防ケアマネジメントシステム事業」、虫歯予防の観点から、北海道における歯科保健の重点施策とされております「フッ化物洗口の普及・推進に関する取り組み」等を行うこととしております。

目標の二つ目は「働きざかりの健康づくりの推進」でございます。

37 ページをお開き願います。

こちらの中で重点施策となりますのが44 ページになりますが、施策の方向の3番目、「健康増進事業の充実」についてでございます。

働きざかり世代は仕事や子育て、親の介護などに忙しく、自分自身の健康について考えたり、行動に移すことが難しい年代ですが、生活習慣病の要因である肥満予防や生活の見直しに努めることが大切になりますので、主な施策として、45 ページになりますが、(1)の「知識の普及・啓発」から(3)の「健康に配慮した環境づくり」までの3点を掲げ、具体的な取り組みとしては「手軽にできる運動やウォーキングの推進」、生活習慣の見直しが必要な方の個別ニーズに合わせた「ヘルスアップ事業」の実施、「受動喫煙防止における公共施設中心

の対策強化」を行っていくこととしております。

目標の三つ目は「高齢期の健康づくりの推進」でございます。51ページになりますが、施策の方向の一番目、「介護予防事業の充実」です。先ほどの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と重なる部分はあるかと思いますが、健康づくりに視点を当てたということで、ご説明させていただきます。

高齢期の健康維持のためには、働きざかりからの疾病予防や治療の完備に加え、加齢に伴う生活機能低下の兆候を早めに捉え対処すること、即ち、介護予防が重要となります。

そのため、健康づくり、介護予防に関する知識の普及や高齢者自らの健康づくりとともに、健康増進、介護予防事業を強化するため、主な施策といたしまして、(1)の「高齢期の健康づくりの推進」と(2)の「介護予防の推進」を掲げ、具体的な取り組みとして、「高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業」の実施、生活機能の低下を早期に発見するための「基本チェックリスト」を65歳以上の全市民に対して実施することや、高齢者の筋力強化や転倒予防に効果的な「太極拳」の介護予防スポーツとしての普及などを行います。

続きまして、基本目標の四つ目は67ページ、「市民の健康を支える環境づくりの推進」でございます。

75ページをお開きください。

重点施策として、3番目、「スポーツ・健康づくりの推進」についてでございます。市民が生涯に渡って健康で活力ある生活を送るため、日常生活の中で各種スポーツ・レクリエーション活動が親しむことができるよう、環境整備を進めてまいります。

また、次代を担う健やかでたくましい子どもを育てるために、地域や家庭と一体となって、子どもの体力向上に向けた取り組みを積極的に推進していきます。

さらに競技スポーツの振興を図るため、競技スポーツの参加機会の提供や、競技力向上を目的とする団体を支援いたします。

主な施策としては(1)「健康で活力あるスポーツライフの推進」から(8)の「総合型地域スポーツクラブ活動への支援」までの8点を掲げ、特に具体的な取り組みでは、「市民のスポーツ・健康づくりの意識調査・分析」、「健康マイレージ制導入の検討」、「ウォーキングを主体とした地域づくりの推進」、「障がい者が安心してスポーツに親しめる環境整備」、「スポーツ施設のバリアフリー化の推進」、「スポーツ振興特別支援金交付事業」などの事業を実施していくこととしております。

最後に90ページをお開き願います。

「第4章 計画の進行管理」についてでございます。

本計画を着実に実行していくためには、進行管理状況を評価することが必要となりますことから、施策・事業の進捗状況につきまして毎年度、石狩市健康づくり推進協議会へ報告し、次年度以降の健康づくりに反映していくこととしております。

また、市民の理解・協力が必須となりますので、情報提供の充実にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○後藤会長

ありがとうございました。

では、先ほどと同様、説明していただいた中で確認しておきたいことがあれば伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤会長

では私から一つ、質問がございます。

市では先ほど説明を受けた計画もそうですし、この計画もそうですが、多々、素晴らしい計画を立てています。

しかしながらこれらの計画について、市民に対する周知が行きとどいているのかなと感じています。

市が行っているサービス等が、市民にあまり理解されていないのではと考えられますよね。

今後、市民に対する情報の周知の徹底等、特段、何か手立てを講じることは考えていますか。

○藤田室長

健康づくり計画については、市の広報、ホームページのほか、健康づくりに関する講演会等も行っておりまして、そのような機会の中でも周知しているところです。

そのほかに、町内会との協働による事業も展開しておりまして、そういった場を活用しながら、この計画に関する情報を発信していきたいと考えております。

○後藤会長

なぜこのような質問をしたかと申しますと、先ほどの高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の21ページをご覧いただきたいのですが、ここで、高齢者保健・福祉サービスの認知度・利用状況について調査を行った結果が報告されています。

様々なサービスについて調査していますが、特に気になったのが、これらのサービスがあること自体を「知らない」という方が非常に多いですね。

ですから今、藤田室長より、健康づくり計画の様々なサービスを広報やホームページ、講演会等で周知するとおっしゃっていましたが、はたしてそれで市民に浸透するのだろうかと感じています。

ホームページや広報、講演会等での周知では限界がありますよね。

もう少し市民に知らせるための工夫が必要ではないでしょうか。

私は毎回こういった市の審議会に出席し、市からの報告等を受ける度に市民への充実した周知といったものが課題になっていると感じています。

○藤田室長

確かに会長が言われるように周知が課題だと、我々も感じています。

例を挙げますと、がん検診についてですが、実施の案内等は個別勧奨として、一戸一戸に行っていますが、やはり症状が出てからでないと必要性を感じていただけないといった状況があり、検診の受診率向上になかなかつながらないといった状況もございます。

ここにはやはり、我々だけではなく地域との連携も重要だと考えています。

先ほどお話ししましたが地域との協働事業で、町内会とこれからどう連携していくか、その中で市の事業を地域でPRできるキーパーソンの人材を発掘・育成していくことも必要だと考えています。

今年度はそのような事にも力を入れて取り進めたいと考えています。

**○鎌田部長**

今のお話ですが、実は毎回、計画を策定する度に私も感じているのですが、やはりサービスの認知度が低いという事実は否めません。

藤田室長からも申しましたように、いろいろな手立ては講じているのですが、認知度がなかなか上がっていかない状況に苦慮しているところです。

例を挙げますと、介護保険事業では新たに認定された第1号被保険者への通知や既認定者への保険料請求通知に併せて、サービスの内容を一覧にしたものを同封する等していますが、それでもなかなか周知しきれていません。

会長が申しますように認知度が低いという事実は我々も十分認識していますので、これからはそういった方法のみならず、今、藤田室長から申しあげました草の根的な方法も含め、多種多様な方法を用いて周知しなければいけないと考えています。

**○後藤会長**

そうですね。

わかりました。

ほかに何か質問はございませんでしょうか。

**○向井委員**

よろしいでしょうか。

**○後藤会長**

はい、どうぞ。

**○向井委員**

計画書の23ページの下の方からの質問ですが、石狩市の乳児死亡数が7.3%で新生児死亡数が2.4%と、全道の率と比較して倍以上となっていますよね。

この要因は掴んでいるのでしょうか。

掴んでいれば教えていただきたいのですが。

**○藤田室長**

申し訳ございませんが、把握していません。

要因については分析するべきと考えていますが、恐らく喫煙とか飲酒、それから不妊治療の増加や妊娠の高齢化等、いろいろな要素によるものと思われま

**○向井委員**

わかりました。

**○後藤会長**

ほかにございませんか。

無いようですので、これをもちまして質疑等を終わらせていただきます。

⑥ その他

○後藤会長

最後に、「その他」として事務局から何かありますか。

○木澤主査

皆様、本日は大変お疲れ様でした。

今後の審議会の開催については未定でございますが、開催が決まりましたら、速やかに日程等調整し、皆様にご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

⑦ 閉会

○後藤会長

これで、本会議の日程はすべて終了いたしました。

皆様には大変お忙しい中、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

平成24年 8月 9日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 後藤 昌彦